国送金取引規

1. (適用節用)

- 外国送金依頼書による次の各号に定める外国送金取引については、この規定により取扱いま
- (1) 外国向送金取引
- 2 国内にある当庫の本支店または他の金融機関にある受取人の預金口座への外貨建送金取 31
- 外国為替法規上の(非)居住者と非居住者との間における国内にある当庫の本支店または他の金融機関にある受取人の預金口座への円貨建送金取引 (3)

その他前各号に準ずる取引

2. (定義)

この規定における用語の定義は、次のとおりとします。

- ① 外国向送金取引
- 送金依頼人の委託にもとづき、当庫が行う次のことをいう。 a.送金依頼人の指定する外国にある他の金融機関にある受取人の預金口座に一定額を入 金することを委託するための支払指図を、関係銀行に対して発信すること
- b. 外国にある受取人に対して一定額の支払いを行うことを委託するための支払指図を、関 係銀行に対して発信すること
- 支払指図

送金依頼人の委託にもとづき、当庫が、一定額を受取人の処分可能にすることを委託するための関係銀行に対して発信する指示をいう。

受取人の預金口座への送金資金の入金又は受取人に対する送金資金の支払いを行う金融機 関をいう

4 関係銀行

支払銀行および送金のために、支払指図の仲介、銀行間における送金資金の決済を行う他 の金融機関をいう。

3. (送金の依頼)

- (1) 送金の依頼は、次により取扱います。① 送金の依頼は、窓口営業時間内に受付けます。

 - 当庫は前号により外国送金依頼書に記載された事項を依頼内容とします。
- (2) 送金の依頼を受付けるにあたっては、外国為替関連法規上所定の確認が必要ですので、次の 手続をしてください。

 - 外国送金依頼書に、送金原因その他所定の事項を記入して下さい。 所定の公的書類により本人確認済みの送金依頼人の預金口座から送金資金を振替える場 合等を除き、当庫所定の告知書に必要とされる事項を記入し提出してください。
 - 所定の公的書類により本人確認済みの送金依頼人の預金口座から送金資金を振替える場合等を除き、運転免許書等所定の本人確認書類を呈示して下さい。
 - ④ 許可等が必要とされる取引の場合には、その許可等を証明する書面を提示または提出し てください。
- (3) 送金の依頼を受付けるにあたっては、マネー・ローンダリングおよびテロ資金調達の防止に関連する法目的を達成するために、当庫は送金依頼人に、送金資金の源泉を立証する書
- 類の提示を求めることがあります。 (4) 送金の依頼にあたっては、送金依頼人は当庫に、送金資金の他に、当庫所定の送金手数料・関係銀行手数料その他この取引に関連して必要となる手数料・諸費用(以下「送金資金等」と いいます。)を支払ってください。なお、小切手その他の証券類による送金資金等の受入は しません

4. (送金委託契約の成立と解除等)

- (1) 送金委託契約は、当庫が送金の依頼を承諾し、送金資金等を受領したときに成立するものと します。
- (2) 前項により送金委託契約が成立したときは、当庫は、その契約内容に関して、外国送金計算 書等を交付し、送金小切手の場合には、併せて送金小切手を交付します。 なお、この外国送金計算書等は、解除や組戻しの場合など、後日提出していただくことがありますので、大切 に保管して下さい。
- (3)第1項により送金委託契約が成立した後においても、当庫が関係銀行に対して支払指図を発信する前または送金依頼人に対して送金小切手を交付する前に次の各号の事由の一つでも該当すると認めたときは、当庫から送金委託契約の解除ができるものとします。この場合、解除によって生じた損害については当庫は責任を負いません。 ① 取引等の非常停止に該当するなど送金が外国為替及び外国貿易法(以下「外国為替法」と
 - いいます。)や米国財務省外国資産管理室による規制(以下「OFAC 規制」といいます。)、そ の他日本及び外国の外国為替関連法規に違反するとき
 - (2) 戦争、内乱、もしくは関係銀行の資産凍結、支払停止などが発生し、またはそのおそれがあ るとき
 - 送金が犯罪にかかわるものであるなど相当の事由があるとき
- (4) 前頃による解除の場合には、送金依頼人から受取った送金資金等を返却しますので、当庫所 定の受取書等に、外国送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印の うえ、第2項に規定する外国送金計算書等とともに提出してください。この場合、当庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。 (5)受取書等に使用された署名または印影を、外国送金依頼書に使用された署名または印影と相
- 当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたうえ、送金資金等を返却したときは、これ によって生じた損害については、当庫は責任を負いません。

5. (支払指図の発信等)

- (1)当庫は、送金委託契約が成立したときは、前条第3項により解除した場合を除き、送金の依頼 内容にもとづいて、遅滞なく関係銀行に対して支払指図を発信します。 当庫は、送金実行のために、日本および海外の関係各国の法令・制度・勧告・習慣・関係
- 銀行所定の手続き、または外国送金に用いられる伝達手段における要件等に従って、次の 各号の情報のいずれか、または全てを支払指図に記載して関係銀行に伝達します。また、関係銀行からの求めに応じて、送金実行のために情報を伝達する場合があります。なお、それらの情報は、関係銀行によってさらに受取人に伝達されることがあります。
- でれらの用物は、風所歌引にようとどうに支取へに加速といることののうなす。

 ① 外国送金依頼書に記載された情報
 ② 送金依頼人の口座番号・住所・取引番号・その他送金依頼人を特定する情報
 ③ 受取人の口座番号・住所・その他受取人を特定する情報
 ③ 支払指図の伝送手段は、当庫が適当と認めるものを利用します。また、関係銀行についても、送金依頼人が特に指定した場合を除き、同様とします。
- を当成人の対したという。 次の各号のいすれかに該当するときには、当庫は、送金依頼人が指定した関係銀行を利用せず、当庫が適当と認める関係銀行によることができるものとします。この場合、当庫は送金依頼人に対してすみやかに通知します。
- | お扱人に対して9あるかに通知しま9。 | 当庫が送金依頼人の指定に従うことが不可能と認めたとき | 送金依頼人の指定に従うことによって、送金依頼人に過大な費用負担または送金に遅延が生じる場合などで、他に適当な関係銀行があると当庫が認めたとき 前3項の取扱いによって生じた損害については、当庫は責任を負いません。

- 6. (手数料・賭費用)
 (1) 送金の受付にあたっては、当庫所定の送金手数料・関係銀行手数料その他この取引に関連して必要となる手数料・諸費用をいただきます。なお、このほかに、関係銀行に係る手数料・
- に必要となる子数料・結費用をいたたとます。 なめ、このはかに、関係銀行に係る子数料・ 諸費用を後日いただくこともあります。 (2) 照会、変更、組戻しの受付にあたっては、次の各号に定める当庫および関係銀行の所定の手数 料・諸費用をいただきます。この場合、前項に規定する手数料等は返却しません。 なお、こ のほかに、関係銀行にかかる手数料・諸費用を後日いただくこともあります。
 - ① 照会手数料
 - 変更手数料

- ③ 組戻手数料
- 電信料、郵便料
- その他照会、変更、組戻しに関して生じた手数料・諸費用

7. (為替相場)

- ・・ へっとうに (1)送金の受付にあたり、送金資金を送金通貨と異なる通貨により受領する場合に適用する為 替相場は、先物外国為替取引契約が締結されている場合を除き、当庫の計算実行時における 所定の為替相場とします。
- 庫の計算実行時における所定の為替相場とします。

8. (受取人に対する支払通貨) 送金依頼人が次の各号に定める通貨を送金通貨として送金を依頼した場合には、受取人に対 である大道道は送金依頼人が指定した通貨と異なる通貨となることもあります。この場合の支払通貨、為替相場および手数料等については、関係各国の法令、慣習および関係銀行所定の 手続に従うこととします。

- 支払銀行の所在国の通貨と異なる通貨 受取人の預金口座の通貨と異なる通貨

9. (取引内容の照会等)

- (1)送金依頼人は、送金依頼後に受取人に送金資金が支払われていない場合など、送金取引について疑義のあるときは、すみやかに取扱店に照会してください。この場合には、当庫は、関 係銀行に照会するなどの調査をし、その結果を送金依頼人に報告します。
- 係銀行に照去するなどの調査をし、その結果を基金依頼人に報告します。
 なお、照会等の受付にあたっては、当庫所定の依頼書の提出を求めることもあります。
 (2) 当庫が発信した支払指図について、関係銀行から照会があった場合には、送金の依頼内容について送金依頼人に照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当庫からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当庫は責任を負いません。
 (3) 前項に規定する関係銀行からの照会に対して当庫が行う回答については、第5条第2項、同第3項および同第5項の規定を準用します。
- (4) 当庫が発信した支払指図について、関係銀行による支払指図の拒絶等により送金ができな いことが判明した場合には、当庫は送金依頼人にすみやかに通知します。 この場合、当庫が関係銀行から送金に係る返戻金を受領したときには、直ちに返却しますの

で、第 11 条に規定する組戻しの手続に準じて、当庫所定の手続をしてください。

10. (依頼内容の変更)

- 送金委託契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において、次の変
 - 送金金託美制の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の総当において、次の変更の手続により取扱います。 ただし、送金金額、関係銀行を変更する場合には、次条に規定する組戻しの手続により取扱います。

 変更の依頼にあたっては、当庫所定の内容変更依頼書に、外国送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、第4条第2項に規定する外国送金計算書等とともに提出してください。この場合、当庫所定の本人確認資料または保証人を求めること ころに使用のくれたです。この場合は、当庫が近当と認める関係銀行および伝送手段により、 当庫が送金依頼書を受けたときは、当庫が適当と認める関係銀行および伝送手段により、
- 内容変更依頼書の内容に従って、変更の指図を発信するなど、遅滞なく変更に必要な手続を とります。
- (2) 前項の依頼内容の変更にあたっての内容変更依頼書の取扱いについては、第4条5項の規 定を準用します。また、前項第2号の取扱いによって生じた損害については、当庫は責任を 負いません。
- (3) 本条に規定する変更は、関係銀行による変更の拒絶、法令による制限、政府または裁判所等 の公的機関の措置等により、その取扱いができない場合があります。変更ができず組戻しを 行う場合には、次条に規定する組戻しの手続をしてください。

- (1) 送金委託契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において、次の組戻 しの手続により取扱います。
 - り 組戻しの依頼にあたっては、当庫所定の組戻依頼書に、外国送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、第 4 条第 2 項に規定する外国送金計算書等とともに提出してください。この場合、当庫所定の本人確認資料または保証人を求めることが
 - ・ 当庫が組戻しの依頼を受けたときは、当庫が適当と認める関係銀行および伝送手段によ り、組戻依頼書の内容に従って、組戻しの指図を発信するなど、遅滞なく組戻しに必要な手 続をとります。
- ③ 組戻しを承諾した関係銀行から当庫が送金に係る返戻金を受領した場合には、その返戻金を直ちに返却しますので、当庫所定の受取書等に、外国送金依頼書に使用した署名また は日草により署名または記名押印のうえ、提出してください。この場合、当庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

 (2) 前項の組戻しの依頼にあたっての組戻依頼書の取扱いおよび返戻金の返却にあたっての受
- 取書等の取扱については、第4条5項の規定を準用します。また、前項第2号の取扱いによって生じた損害については、当庫は責任を負いません。
- 本条に規定する組戻しは、関係銀行による組戻しの拒絶、法令による制限、政府または裁判 所等の公的機関の措置等により、その取扱いができない場合があります。

12. (通知・照会の連絡先)

- たに近、電の田子と生命が立ているす。 前頃において、連絡先の記載の不備または電話の不備等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当庫は責任を負いません。

13. (災害等による免責)

- 次の各号に定める損害については、当庫は責任を負いません。 ① 災害・事変・戦争、輸送途中の事故、外国為替法や OFAC 規制、その他日本および外国の 外国為替関係法規法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等のやむをえな い事由により生じた損害
- 当庫が相当の安全対策を講じたにもかかわらず発生した、端末機、通信回線、コンピューター等の障害、またはそれによる電信の字くずれ、誤謬、脱漏等により生じた損害
- 関係銀行が所在国の慣習もしくは関係銀行所定の手続に従って取扱ったことにより生じた損害、または関係銀行の責に帰すべき事由により生じた損害

- と限合、などは時間が限りが見たがあった。 安取人名神道等の送金依頼人の責に帰すべき事由により生じた損害 送金依頼人から受取人へのメッセージに関して生じた損害 送金依頼人と受取人または第三者との間における送金の原因関係にかかる損害
- その他当庫の責に帰すべき事由以外の事由により生じた損害

14. (譲渡、質入の禁止) 本規定による取引にもとづく送金依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

15. (預金規定の適用)

16. (法令、規則等の遵守) 本規定に定めのない事項については、日本および関係各国の法令、慣習および関係銀行所定の 手続に従うこととします。

- 17. (規定の変更) (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認め られる場合には、当庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知すること により、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。